



令和7年8月22日

西条市長 高橋敏明様

西条市使用料等審議会
会長 星加隆夫

水道料金の改定について（答申）

令和7年6月25日付け、西水業第70号で当審議会に諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり改定することが妥当であるという結論に至ったので答申します。

記

西条市全体の水道料金については、平成16年の2市2町合併後、異なった料金体系が続いていたが、令和4年に料金の統一が行われたことにより地域間格差が解消され、市内全体において統一料金で事業運営が行われている状況である。

しかしながら、近年の物価高騰等による費用の増加や給水人口の減少による料金収入の減少といった要因を受け、今後も持続可能な事業経営を行うためには、現行の水道料金を見直し、適正な水準に改定することが妥当であると考えます。また、その際には市民生活への影響も十分に配慮した改定内容とすることが適切である。

審議の結果、水道料金の改定（案）については、次のとおり実施することとされたい。

- 1 水道料金については、平均改定率約8.4パーセントの値上げとすること。
（口径13mmの一般家庭で、1箇月あたり20m³使用した場合、237円の値上げ）
- 2 基本水量及び基本料金は現行のまま据え置き、一般的な家庭をはじめ少量使用者の負担の増加を抑えること。
- 3 一般公衆浴場については、他市の状況や物価統制令等を鑑み公衆浴場用料金を引き続き採用すること。

付帯意見

- 1 水道使用者に向けた積極的な情報発信、広報の充実を行い、料金改定について十分な理解と同意を得られるよう努められたい。
- 2 今後の水道料金については、物価や人口減少等の影響を考慮し、4年ごとに今回の改定と同程度の平均改定率による料金の見直しを行い、持続可能な水道事業経営に努められたい。